

(様式1) (必要な提出書類)

- 分岐同意書
- 私有地給水管理設同意書
- 出水不良誓約書
- 名義変更届
- 受水槽設置通知書
- 給水設備完成報告書
- その他( )
- 代理人届
- 維持管理誓約書

建物構造	階層
<input type="checkbox"/> 木造	地上
<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋又は鉄骨	地下
延建築面積	m <sup>2</sup>
用途	
<input type="checkbox"/> 一般住宅	
<input type="checkbox"/> 共同住宅	
<input type="checkbox"/> アパート	
<input checked="" type="checkbox"/> 事務所	
<input type="checkbox"/>	

# 給水装置工事申込書

大阪市水道局長

申込月日 平成 年 月 日

申込番号

※ 住居表示の住所(法務局の登記上の地番でなく、郵便物が届く一般的な住所)  
工事場所 中央区 ○○町1丁目2番3号

建物の名称・電話 (仮称)○○プロジェクト新築工事 ※建築確認済書に記載されている名称を参考に

工種 新設 増設 栓種 専用 新設  
改造 撤去 共用 既設

水栓番号 第 12340号

郵便番号

御施主様捺印

法人の場合: 法人印  
個人の場合: 個人印

※ 申込者 住所 大阪市北区 ○○町3丁目2番1号

(家屋所有者)  
借家人

フリガナ  
氏名印

○○商事株式会社  
代表取締役 ○○ ○○



[電話] ( 06 ) ○○○○-○○○○

上記工事が施行される家屋は私の所有に相違ありません。 ※御施主様と家屋所有者が事前に別と判明している場合は家屋所有者様の印  
それ以外は御施主様捺印

※ 家屋所有者 ○○商事株式会社  
住所氏名 代表取締役 ○○ ○○

家屋所有者  
の承諾印



## 委任状

上記場所の給水装置工事の申込、施工ならびに工事費の予納および清算による追徴金の納入又は還付金の收受その他工事施行に関する一切の事項を下記水道工事請負業者(指定給水装置工事事業者)に委任します。 御施主様捺印

法人の場合: 法人印  
個人の場合: 個人印

大阪市北区○○町3丁目2番1号

○○商事株式会社  
代表取締役 ○○ ○○



※ 委任者 氏名印

郵便番号 533-0006

設備業者様捺印

工事請負者  
(指定給水装置工事事業者)

住所 大阪市東淀川区上新庄2丁目21番1号

氏名印

アウル-OWL-  
代表 今井一聡



指定番号 第 2277号  
※指定番号を記入

主任技術者氏名 今井一聡

[電話] ( 06 ) 6329-2422

免状番号 第 1234567号  
※免状番号を記入

次の注意事項をよくお読みの上、申込書に記入し手続きをして下さい。(※のみ記入して下さい。)

- 家屋所有者以外の方(主として借家人)がお申込みの場合は、家屋所有者の承諾印を得て下さい。
- 家屋新築改築等に伴う給水装置工事をお申込みの場合は、建築確認申請受領票又は建築確認通知書の提示をお願いいたします。
- 別紙の同意又は誓約事項は、所有者に熟知してもらって、必ず承諾印を得て下さい。これらの同意・誓約事項はしゅん工届(図)に添付します。(大阪市水道事業給水条例第11条第2項・同施行規程第13号)
- 同意事項で後日利害関係人その他から異議が生じても、当局はその責任を負いません。
- 裏面◎印の工事費概算額(市納金)については、工事が「しゅん工」した後清算いたしますので、追徴又は還付金が生じることがありますから、あらかじめご了解願います。(条例第15条第3項)

### 給水装置の管理について(概略)

- 給水装置は所有者又は使用者が維持管理し、これらに要した費用は所有者又は使用者の負担です。(条例第17条)
- 受水槽以下の給水設備も建物の所有者や使用者で管理することになっていきますので、常に清潔に管理して下さい。(条例第36条の2)なお、水道工事に伴うにごり水の流入防止についても、所有者や使用者の管理になりますので、バルブの開閉は所有者や使用者で行っていただきます。
- 配水管の布設・配水細管の布設等で給水装置の接合替工事が必要とするときは、使用者又は所有者の申込みがなくても市が施行します。これに要する費用は原因者が負担します。(条例第18条)なお、くわしいことは営業所にお尋ね下さい。工事完成後は、配管図面等を指定給水装置工事事業者から受領し、管理に役立つよう保管して下さい。